

運営規程

社会福祉法人健恒会
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

船橋健恒会ケアセンター南館(南館)

運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人健恒会(以下、「事業者」という。)が開設する特別養護老人ホーム 船橋健恒会ケアセンター南館(以下、「施設」、略称「南館」ともいう。)が行う介護老人福祉施設サービス(以下、「サービス」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が要介護状態にある方(以下、「利用者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第 2 条 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用者の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介助及び機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行う。そのことにより、利用者の心身の特性を踏まえて、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、そのご家族及び身元保証人等(以下、「ご家族様等」という。)の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行ない、監督官庁、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

施設名称	特別養護老人ホーム 船橋健恒会ケアセンター南館
略称	「南館」
所在地	千葉県船橋市金杉町 139-2

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数、及び職務内容
管理者 (施設長)	1名（常勤、併設の事業所と兼務） 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに職員に法令およびこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
医師	1名（嘱託医/非常勤、併設の事業所と兼務） 利用者に対し診察・健康管理及び療養上必要な指導を行う。
介護職員	20名以上（常勤、併設の事業所と兼務） 利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況等に応じ適切な介護を行う。
看護職員	3名以上（常勤、併設の事業所と兼務） 常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行い、医師の診察の補助を行う。
生活相談員	1名以上（常勤、併設の事業所と兼務） 利用者又はそのご家族様等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
管理栄養士	1名（常勤、併設の事業所と兼務） 栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して食事の提供を行う。
介護支援 専門員	1名以上（常勤、併設の事業所と兼務） 利用者及びそのご家族様等の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき施設サービス計画を作成する業務を行う。
機能訓練 指導員	1名以上（常勤、併設の事業所と兼務） 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
事務及び 設備管理職員	6名以上（うち、事務職員3名以上） 事業者が開設する施設・事業所を兼務 ・事務職員 人事・経理業務を行う。 ・設備管理職員 設備維持管理・洗濯業務等を行う。 上記職員等は宿直・送迎業務を行う。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、次のとおりとする。

入所定員 52人

(定員の厳守)

第6条 事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。

ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第4章 利用者の処遇の内容（サービスの内容）及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設の管理者は、サービス提供の開始に際して、利用者、ご家族様等に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 心身に著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

2 正当な理由なくしてサービスの提供を拒否しない。

3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、措置を速やかに講じる。

4 利用者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたっては、入所判定会議にて協議する。

6 居宅での日常生活が可能と認められる利用者に対して、利用者及びご家族様等の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

7 利用者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第 10 条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）の作成に関する業務を担当させる。

- 2 ケアプランの作成を担当する介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）は利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 ケアマネジャーは、利用者及びご家族様等の希望、把握した課題に基づき、ケアプランの原案を作成する。原案は、サービス担当者会議で協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 ケアマネジャーは、ケアプランの原案について利用者及びご家族様等に説明し、同意を得る。
- 5 ケアマネジャーは、ケアプランの作成後においても、サービス担当者会議を定期的に行い、ケアプランの実施状況を把握する。また、必要に応じて変更を行う。

（サービスの取り扱い方針）

第 11 条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、ケアプランに基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 ケアマネジャーは、サービスの提供に当たって、利用者及びご家族様等に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介護）

- 第 12 条
- 1 週間に 2 回以上、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭する。
 - 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 3 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
 - 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 5 常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
 - 6 利用者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
 - 7 口腔衛生の管理
 - 8 栄養管理

（食事の提供）

第 13 条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離

床して食堂で行うよう努める。

2 食事時間は、概ね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前 7 時 30 分から
- 二 昼食 午後 11 時 30 分から
- 三 夕食 午後 5 時 30 分から

(相談及び援助)

第 14 条 利用者及びご家族様等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 15 条 教養娯楽設備等を備える他、適宜利用者の為のレクリエーションの機会を設ける。

- 2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はご家族等が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に利用者のご家族様等との連携を図り、利用者のご家族様等の交流等の機会を確保する。
- 4 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 16 条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復及びその減退を防止する為の訓練を行う。

(健康管理)

第 17 条 施設の嘱託医又は看護職員は、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとる。

- 2 施設の嘱託医は、健康手帳を所持している者については、健康手帳に必要な事項を記載する。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 18 条 利用者が医療機関に入院する必要が生じた時、3 か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、利用者又はご家族様等の希望を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(利用料、その他の費用の額)

第 19 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、法令等に定める 1 割又は 2 割相当分の額と、居住費及

び食費を利用者から受領するものとする。

- 2 施設は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は、前2項に掲げるものの他、次に掲げる費用を徴収する。
 - ①食事の提供に要する費用
(但し、負担限度額認定を受けている者は、認定証に記載された額とする。)
 - ②居住費
(但し、負担限度額認定を受けている者は、認定証に記載された額とする。)
 - ③上記を含め、利用者又はご家族様等のご希望によるものは、ご利用された方のみ実費又は所定の金額（別表1：「料金表」及び別表2「介護保険給付対象外サースの利用料金について」のとおり）
- 4 施設は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族様等に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者及びご家族様等の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

- 第 20 条 施設は、利用者から前条の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額等を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容・金額・その他必要事項等を記載したサービス提供証明書）を利用者に交付するものとする。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

- 第 21 条 利用者は、施設の管理者や嘱託医、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

- 第 22 条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届出る。

（健康保持）

- 第 23 条 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行なう健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 24 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為に施設に協力する。

(禁止行為)

第 25 条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵害すること。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の利用者他に迷惑を及ぼすこと。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 6 施設内において、金銭、物品、飲食物の貸借をしないこと。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 26 条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	防火管理者
防災訓練	年 2 回
避難訓練	年 2 回
通報訓練	年 2 回

(業務継続計画 BCP の策定等)

第 27 条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等取り組む。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第 28 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当

該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第29条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。
また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(利用者に関する市町村への通知)

第30条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第31条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。
施設の職員及びこれに準ずる者によりサービスを提供する。

但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。職員の資質向上の為の研修の機会を次のとおり設ける。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
- 2 継続研修 年2回程度
- 3 入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものに者について、採用後1年以内に認知症介護基礎研修の受講するために必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束の禁止)

第32条 サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束廃止委員会」という。）の設置。
- 4 身体拘束等の適正化のための従業員に対する研修の実施。

(虐待防止のための措置)

第33条 虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制

の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

虐待の防止のための指針を整備する。

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うために研修計画を定める。

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(衛生管理)

第34条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)の設置を行う。

(協力病院等)

第35条 入院治療を必要とする利用者のために、協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第36条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第37条 施設の管理者及び職員は、業務上知り得た利用者及びご家族様等の秘密を保持する。

2 施設の管理者及び職員であった者に、業務上知り得た利用者及びご家族様等の秘密を保持させるため、施設の管理者及び職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及びご家族様等の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第39条 利用者又はご家族様等からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選出する等必要な措置を講じる。
- 提供するサービスに関して、監督官庁からの文書の提出・提示を求め、又は監督官庁からの質問・照会に応じ、利用者又はご家族様等からの苦情に関する調査に協力する。監督官庁から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- サービスに関する利用者又はご家族様等からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

- 第40条 運営に当たって、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。
- 1 地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等、地域との交流。
 - 2 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、市町村等が派遣する者が、相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に対する協力。

(事故発生時の対応)

- 第41条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族様等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
 - 3 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
事故発生の防止ための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時等の対応)

- 第42条 施設は、現に施設サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた

協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(会計の区分)

第43条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整理と保管)

第44条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保持する。

①利用者の処遇に関する計画

②行なった処遇の具体的な内容等の記録

③第32条に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

④第39条に規定する苦情の内容等の記録

⑤第41条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(規程に定めのない事項)

第45条 この規程に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及びご家族様等と施設との間で協議のうえ、誠意を持って解決する。

(裁判管轄)

第46条 このサービスに係る事項に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及びご家族様等と施設は、千葉地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(改廃)

第47条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と施設の管理者との協議に基づき定める。

(附則)

附則 この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年1月1日から施行する。